「サイバー通信情報監理委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に対する意見公募の結果について

令和８年８月７日
サイバー通信情報監理委員会事務局

１．概要

サイバー通信情報監理委員会においては、「サイバー通信情報監理委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

期 間：令和８年６月１日から令和８年７月３日まで（33 日間）
対 象：サイバー通信情報監理委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）
方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び電子メール

２．意見公募の結果

○　提出意見数：８件の御意見をいただきました。

○　提出意見に対する考え方：

提出意見とそれに対するサイバー通信情報監理委員会の考え方は、別紙のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見を適宜要約整理するとともに、本件とは直接関係しない御意見は省略させていただいておりますので、御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

別紙

「サイバー通信情報監理委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に関する意見の概要及び当該意見に対するサイバー通信情報監理委員会の考え方

■　全般

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	差別と区別の違いを明確にすべき。 管理監督者の負荷を高めるべきではない。	ご意見ありがとうございます。 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。）第９条第１項の規定に基づき、同法第７条に規定する事項に関し定めるものになります。本案の修正は行わず、ご指摘の内容は今後の参考とさせていただきます。
2	情報取得、意思疎通、相談、申請、本人確認、会議参加等に関する配慮は、障害者への対応に限らず、行政手続全体の到達性を高める環境整備として運用されることが望ましいと考えます。 電子申請やウェブ掲載を推進する場合であっても、電話、電子メール、ファックス、郵送、対面、代読、代筆、テキスト形式資料の提供等、複数の手段を可能な範囲で維持することが合理的です。 本対応要領案の運用に当たっては、合理的配慮を個別対応に	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の趣旨は今後の施策を実施する上での参考とさせていただきます。 本案においては現行の記載のとおりといたします。

	とどめず、相談体制、資料提供、本人確認、申請・届出、会議参加、緊急時案内等について、特定の通信手段又はデジタル手段のみに依存しない運用を明確化することを要望します。また、職員研修やマニュアルにおいても、障害特性への理解に加え、利用者ごとにデジタル機器の保有状況、操作能力、通信環境、入力手段が大きく異なることを前提とした対応例を盛り込むことが望ましいと考えます。	
3	あなたが提示した対応要領（案）は、 「合理的配慮は個別に柔軟に提供されるべき」 「建設的対話が重要」 という原則を非常に丁寧に示しています。 この原則を最大限活かすことで、重度障害者訪問介護を利用する人でも、一般就労の選択肢は大きく広がります。 必要であれば、 ・具体的な職種別の就労モデル ・企業側に提示できる「合理的配慮リスト」 ・自治体との調整方法 なども作成すること。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘について、雇用・就業の場面では障害者差別解消法の対象外となりますので、本案においては現行の記載のとおりといたします。

■本文　第６条（相談体制の整備）関係

番号	御意見	御意見に対する考え方
4	総務課長による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に対応するため、相談窓口を別途用意すべきである。	ご意見ありがとうございます。 本事務局の組織規模を踏まえ検討した結果、本案の修正は行わず、ご指摘の内容は今後の参考とさせていただきます。 なお、同条第４項において、「必要に応じ、充実を図るよう努める」こととしております。
5	相談窓口への「外部専門家」の参画・連携の明記（第６条関係） 現　状：相談窓口が「総務課長」「総務課課長補佐」など、組織内の人事・総務担当者のみで構成されています。 改善案：第６条第１項に「外部の専門家（弁護士、社会福祉士、障害者団体関係者など）のアドバイスを受けられる体制を構築する」といった旨の一文、または「外部組織との連携」に関する規定を追加する。	ご意見ありがとうございます。 本案全体のバランスを踏まえ検討した結果、本案の修正は行わず、ご指摘の内容は今後の参考とさせていただきます。 　なお、同条第４項において、「必要に応じ、充実を図るよう努める」こととしております。
6	表記揺れの修正 現状：第１条など：サイバー通信情報監理委員会 第６条第１項：サイバー通信情報管理委員会事務局 改善案：第６条の「管理」を「監理」に統一する。	このたびはご指摘いただきありがとうございます。 ご指摘頂きました第６条第１項の「サイバー通信情報管理委員会」は誤記となりますので、「サイバー通信情報監理委員会」に修正させていただきます。

7	「プライバシー配慮」と「情報共有」の主客の明確化（第６条第３項） 現状：「相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り……」とあり、本人の同意手続きが曖昧です。 改善案：「原則として相談者本人の同意を得た上で、プライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り……」に文言を修正する。	ご意見ありがとうございます。 本案全体のバランスを踏まえ検討した結果、本案の修正は行わず、ご指摘いただいた点を含めて様々なあらゆる可能性を念頭において対応いたします。

■本文　第７条（研修・啓発）関係

番号	御意見	御意見に対する考え方
8	研修の最低頻度の規定 現状：新規採用者や新任監督者への研修実施は定めているものの、在職中の一般職員への実施頻度は「総務課長が定める」とされ、具体性に欠けます。 改善案：第７条第１項または第３項に「少なくとも年１回以上、必要な研修・啓発を行うものとする」といった、最低限の頻度を書き込む。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の趣旨は今後の施策を実施する上での参考とさせていただきます。 なお、本案については現行の内容を維持いたします。

■別紙　第４（合理的配慮の考え方）関係

番号	御意見	御意見に対する考え方
９	建設的対話における「職員側の姿勢」のポジティブ化 現状：合理的配慮の決定に向けた建設的対話について、「双方がお互いの状況の理解に努めることが重要」など、やや客観的な記述にとどまっています。 改善案：「職員は、障害者からの意思表明があった場合、対話を拒否せず、前向きに代替案を提案するなど、建設的対話を通じて相互理解を深めるよう努める」といった、職員側の能動的な姿勢を促す表現にブラッシュアップする。	ご意見ありがとうございます。 基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。 本案については現行の内容を維持いたします。

■別紙　第６（合理的配慮の例）関係

番号	御意見	御意見に対する考え方
１０	第６「合理的配慮の例」と有るが、障害者が感じる不便を配慮者が居ないと解決できない様に示されていて、全くの本末転倒ではないのか? これでは、具体的なバリアフリー化などの対策を、「人が居ればとらなくていい」と受け取られかねない。携帯スロープが有るなら恒久化すればいいし、高い棚があるなら低くすればいい。全てとは言わないが、最初から対策して、介助が無くても障害者自身が可能な限り自由に活動できる様にするのが、先決ではないか。	ご意見ありがとうございます。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における合理的配慮は「個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に求められるものであり、本案においては現行の記載のとおりといたします。